

資料 1

(1) 申立ての必要性

《 相談・要請・ニーズ整理 》

○後見人等の申立てに関する相談は、地域包括支援センター・相談支援事業所等の相談機関や介護支援専門員・相談支援専門員・日常生活自立支援事業専門員・民生委員等の相談を受ける専門職等、様々な機関や専門職等から様々なアプローチで相談を受けることが想定されます。

○市町村長申立てを必要とするニーズは、必ずしも、「市町村長申立て」という形で情報が入るとは限りません。例えば、消費者被害、金銭搾取、介護放棄、施設入所における身元引受、債務整理、遺産分割など、様々なニーズとの関連の中で相談、要請されることがあります。

※本人の状況が、このままでは日常生活を維持することができず、緊急を要する場合等は、「やむを得ない事由による措置」を検討します。

<やむを得ない事由による措置について>

虐待などの緊急的な対応が必要な場合は、各法で定める「やむを得ない事由による措置」により、入所施設等へ措置入所させることで、とりあえずの安全確保、生命や身体の保護を図る必要があります。

○老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第1号

○知的障害者福祉法第15条の4、第16条第1項第2号

○身体障害者福祉法第18条第1項、第2項

○相談機関からの情報をもとに、相談記録票を作成し、本人の生活状況等について把握します。⇒<参考様式>「相談記録票」(P. 22-23)

項目	確認すべき事項
氏名・住所・世帯構成	本人の住民票（世帯全員のもの）による確認
親族の有無	本人の戸籍謄本（全部事項証明書）等による確認
福祉サービス等	障害者手帳有無、介護保険認定情報 サービス利用状況（制度外サービスを含む）
心身に関する情報	日常生活動作について、意思疎通や理解力について
医療に関する情報	疾病・傷病、既往歴、現在受診している医療機関、受診や服薬の状況等
経済状況	1ヶ月分の収支状況や資産、負債の状況
近隣関係等	本人と関係のある第三者等の有無

※関係機関や近隣の支援者等から、必要に応じて上記の内容の事実確認をするための資料を集めます。これらは、申立時の必要書類にもなります。(P. 39-40 提出書類一覧)

○必要に応じてケース会議を開催し、こうした関係機関等からの情報を整理していく中で、本人のニーズが成年後見制度の利用によって解決できるのかどうかについて検討します。

<検討ポイント> ⇒(参考)P.8 後見人等の職務

Q 本人の財産管理・身上監護の課題は何か

Q 成年後見制度を利用することで何が解決するのか

Q 成年後見制度以外の解決方法として考えられること

申立ての必要性『有』



[本人の住所地と居住地が異なる場合]

本人の住所地（住民登録をしている場所）と居住地（実際に暮らしている場所）が異なる場合、どちらの市町村長が申立てを行うのかという点について明確な規定はありませんが、一例として、下記のように整理することもできます。

但し、これらは本人の状況をよく把握している市町村が申立てることを妨げるものではなく、最終的には本人の権利・利益を守るという視点にたって、該当市町村間において調整することが望ましいと言えます。

対象者	申立者
①措置入所者	入所措置を行った市町村長
②介護保険制度による契約入所者 (住所地特例対象施設を想定)	本人が加入する保険者たる市町村長
③自立支援給付を受けている入所者・入居者 (居住地特例対象施設等を想定)	自立支援給付の援護の実施主体となる市町村長
④生活保護受給者	②③に優先して生活保護を適用している実施機関たる市町村長
⑤その他	①～④にあてはまらない場合、本人の現在の生活の本拠が所在する市町村長

3 後見人等の職務

(1) 後見人等の役割

後見人等の役割は、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活の状況に配慮しながら、本人の生活・療養看護および財産の管理に関する事務を行うことです。

〈民法 858 条：被後見人等の意思尊重・身上配慮義務〉

①財産管理

財産管理とは、本人の財産全体を把握した上で、これらの財産を保全し、本人の意思を尊重しながら、利用または処分することです。本人の生活の質を向上させるために必要であれば、積極的に本人の財産を活用します。

〔主な内容〕

- * 印鑑や預金通帳の保管・管理
- * 不動産の維持・管理（固定資産税の支払いを含む）
- * 保険金や年金などの受領
- * 必要な経費（公共料金）の支出
- * 生活資金捻出のための動産及び不動産の処分 ※
- * 「遺産分割協議」、「遺留分減殺請求」などの法律行為

※居住用不動産の処分には、裁判所の許可が必要です。

②身上監護

身上監護とは、本人の精神・身体の状態や生活の状況全般を把握し、本人の思いを尊重しながら、本人がその人らしい毎日を送ることができるよう、生活の質に配慮し、医療・介護・福祉等の生活全般の手配や契約を行うことです。

〔主な内容〕

- * 医療に関する事項（診療契約、入院契約、医療費の支払い等）
- * 住居の確保に関する事項（賃貸借契約、賃料の支払い等）
- * 施設の入退所及び処遇の監視・異議申立て等に関する事項（施設契約、施設費支払等）
- * 介護・生活維持に関する事項（介護契約、生活保護申請、利用料支払い等）
- * 教育・リハビリに関する事項（入学契約、授業料の支払い等）

(2) 後見人等の職務ではない行為

①事実行為としての家事・介護

炊事、洗濯、掃除などの家事援助や、食事介助、着替え、排泄介助などの介護は、事実行為であり後見人等の職務には含まれません。

②医療行為に関する決定・同意

医療を受けるための契約を締結することは、権限に属しますが、医療を受けること自体については、本人の同意が必要であり、後見人等には権限はありません。

ただし、本人に同意能力がない場合においては、危険性が少ない医療行為や健康診断、各種検査受診については同意できると考えられています。

③身分行為

本人の婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知などの行為は、後見人等が本人に代わって意思表示を行うこと、または本人の行為について同意権や取消権行使することは権限外です。遺言の作成も同様に、本人が決めるべきことであり、代理になじまない行為とされています。

④（身元）保証人等

福祉施設等の入所時に、（身元）保証人等の役割を後見人等が求められることがあります。入所契約、利用料の支払い等は職務ですが、（身元）保証人等になることはできません。

⑤その他

その他、「本人の財産を贈与・寄附すること」、「投資や投機的な取引を行うこと」、「相続税対策」等は後見人等の職務ではありません。

〔本人の死後について〕

被後見人等の死亡により、後見人等の職務は終了となります。それ以降の死後事務に関することは原則として相続人、又は死後事務委任契約に基づく受任者が行うことになります。

しかしながら、相続人等がいない、あるいは対応してもらえないなど、そのままにしておくと様々なリスクを伴う場合、緊急的に、民法上の「事務管理」行為として、元後見人等が最低限の事務を行うこともあります。

なお、平成 28 年 10 月 13 日に「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行され、成年後見人に関しては、成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為が裁判所の許可を得た上で可能となりましたが、緊急的にこれらの行為を要するものと認められる場合には、裁判所の許可なくして行うことができると解されています。

また、相続人がいない場合や法定相続人が全て相続放棄をした場合、本人の財産や負債を処理する必要がある際には、元後見人等、債権者等の利害関係人等から、家庭裁判所に対し、相続財産管理人の選任の申立てを行うことができます。